

事業者向け支援施策一覧

令和4年7月4日現在

※各施策の内容と申請期間は変更になる場合がありますので、必ず取り扱い機関等にご確認ください。
※下線部は、変更点など注意が必要な箇所となります。



■小規模事業者持続化補助金【中小企業庁】

第9回申請：令和4年9月20日まで

小規模事業者の販路開拓など新たな取組の経費の一部を補助

補助上限：[通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円 [卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円
[創業枠] 200万円 [インボイス枠] 100万円

補助率：2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）

対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインを含む）、
旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、設備処分費、委託・外注費

問合せ：補助金事務局 TEL.03-6632-1502 中小企業相談所 TEL. 024-921-2620・2621



■事業再構築補助金【中小企業庁】

公募期間：第7回公募（未発表）に向けてご準備ください

ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援

対象：以下の要件をすべて満たす企業・団体

- ①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上がコロナ前同期と比較して10%以上減少
- ②事業計画を金融機関等と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、
又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成を見込む
※申請にはGビズIDプライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）

対象経費：建物費、設備費、システム購入費、外注費、技術導入費、研修費、販売促進費 等

補助額：中小企業 100万円～1億円 中堅企業 100万円～8,000万円

補助率：中小企業 2/3～3/4 中堅企業 1/2～2/3

問合せ：事務局 TEL. 03-4216-4080



■ものづくり・商業・サービス補助金【中小企業庁】

第11次公募：令和4年8月18日まで

革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援

	補助上限	補助率
一般型	[通常枠]	750万円～1,250万円 1/2（小規模事業者等2/3）
	[回復型賃上げ・雇用拡大枠]	750万円～1,250万円 2/3
	[デジタル枠]	750万円～1,250万円 2/3
	[グリーン枠]	1,000万円～2,000万円 2/3
グローバル展開型	3,000万円	1/2（小規模事業者等2/3）

対象経費：機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費 等

補助要件【基本要件】：以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

- ①付加価値額 +3%以上/年
- ②給与支給総額 +1.5%以上/年
- ③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円
※回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて別途要件あり

問合せ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL. 050-8880-4053



■郡山市中小企業等向け専門家活用支援事業補助金【郡山市】

申請期限：令和5年3月31日まで

拡充

事業再構築、事業再興に向けた事業計画を策定するために要する専門家費用の一部を支援

補助上限：基本枠 10万円（補助率 1/2）※＜拡充＞DX・DG化を踏まえた取組みへの上乗せ補助あり
上乗せ補助/事業再構築補助金20万円・ものづくり補助金10万円

対象経費：令和5年3月31日までの間に専門家へ支払った事業計画の策定に要する費用
（謝金・旅費・コンサルティング又は研修に係る費用）

※消費税及び地方消費税額、他の補助金の交付の対象となる経費等を除く

専門家例：公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、中小企業診断士 等

問合せ：郡山市産業政策課 TEL. 024-924-2251



■郡山市DX推進補助金【郡山市】

第3次募集：令和4年8月頃（予定）に向けてご準備ください

テレワークによる就業環境の導入若しくは拡充又はデジタル技術を活用した取組みに要した経費を補助

対象：以下の条件を全て満たす事業者

- ・雇用保険加入の従業員が2名以上いる
- ・令和4年4月1日～令和5年3月31日において、30日以上テレワークを実施
- ・補助対象経費に対し、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けていない など

補助金額：最大40万円 補助率等：1/2～2/3

対象経費：テレワークによる就業環境の導入若しくは拡充又はデジタル技術を活用した取組みに要する経費

問合せ先：郡山市産業政策課 TEL.024-924-2251



■BCP等策定等支援事業補助金【郡山市】

対象期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

感染症や自然災害など緊急事態時の事業継続・早期復旧のための計画策定を支援

対象：市内に主たる事業所があり、市税等に滞納がない事業者（業種・規模問わず）

※支店・工場が独自のBCP策定等をした場合も対象

対象経費：BCP又は事業継続力強化計画を策定又は改定しており、そのために要した費用
（講師謝金、旅費、委託料、使用料及び賃借料、印刷製本費等）

※令和3年4月1日以降の申請分は、令和3年4月1日以降に支払った経費に限る

補助率等：補助率4/5（1事業者当たり上限20万円）

問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■事業引継ぎ支援補助金【郡山市】

支援機関の支援を受けた事業引継ぎや引継いだ事業の販路開拓等に要する経費を補助

対象：事業引継ぎ支援センター、郡山商工会議所、商工会等の支援を受けて承継した事業の
販路開拓等に取り組む中小企業者

対象経費：事業引継ぎ（事業引継ぎに係る業務のための委託料、謝礼等）

引継いだ事業の販路開拓等（広報費、展示会出展費、店舗改装費、設備工事費等）

※ 交付決定後の契約等で、年度内に支払いまで完了する事業に限る

補助率等：対象経費の1/2以内（上限30万円）

問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■人材育成補助金【郡山市】

公的機関等が実施する研修に参加する際の経費の一部を助成

対象事業：中小企業大学校、福島県ハイテクプラザ、福島県立テクノアカデミー郡山、
商工会議所、商工会などが開催する研修

補助金額：上限30万円 補助率等：1/2以内

対象経費：受講料と宿泊料（寮費）※宿泊料は県外に限る（前泊分・受講テキスト対象外）

申込方法：年間受講計画を策定、研修を申込のうえ研修開始日の10日前までに申請書類を提出

問合せ先：郡山市産業政策課 TEL.024-924-2251



■業態転換等支援事業【国】

申請受付：令和4年8月1日まで

新

新型コロナにより経営環境が悪化した飲食店の、事業継続及び需要喚起のために行う業態転換を支援

対象者：中小・中堅規模の飲食店 等

補助率：対象経費の1/2 補助上限：1,000万円

補助対象期間：交付決定日から令和4年2月15日に要した経費

補助対象経費：事業費（建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家派遣、運搬費、
外注費、広告宣伝・販売促進費、研修費）、委託費

* 申請する取組を実施するために直接必要な経費のみが対象

問合せ：事務局 TEL0570-067766（平日及び土曜 9：00～17：00）



■ **ニューノーマル対応認定店支援補助金【郡山市】**

申請受付：令和5年1月31日まで

■ **消毒薬や飛沫防止用パーテーション等の購入経費に対する補助**対象者：「**ふくしま感染防止対策認定店**」のうち、市内に事業所がある事業者 等

補助率：対象経費の2/3

補助対象期間：令和4年1月1日から令和4年12月31日に要した経費

上限額：宿泊業（収容人員300人以上）30万円（100～300人）20万円（100人未満）10万円

飲食業（収容人員100人以上）15万円（50～100人）10万円（50人未満）5万円

問合せ：郡山市観光課 TEL024-924-2621（平日8：30～17：15）

■ **雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）【ハローワーク】**

特例措置対象期間：令和4年9月30日まで

■ **従業員を休業させる事業主へ休業手当などの一部を助成**

対象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
※比較対象とする月についても柔軟な取り扱いとする特例措置あり
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

特例措置：雇用保険被保険者でない労働者も対象（緊急雇用安定助成金を活用） 等

※学生アルバイト・パート労働者（所定労働時間が週20時間未満）の休業手当も対象

■ **郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金【郡山市】**

申請期限：令和4年6月30日まで

■ **雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士等への手数料の一部を補助**

対象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主

1. 中小企業者で、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人
2. 国の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金含む）で、労働局長の支給決定を受けており、郡山市税等の滞納がないこと

補助内容：社会保険労務士等へ申請書作成のために支払った手数料又は報酬金額の10/10【上限20万円】

問合せ：郡山市雇用労政課 024-924-2261

■ **小学校休業等対応助成金【ハローワーク】**

申請期限：（R4.4/1～6/30分）令和4年8月31日必着

■ **子どもの新型コロナ感染や臨時休校により子供の世話が必要になった保護者の有給休暇支給分の一部助成**

対象：以下の子どもの世話を保護者として行う必要がある従業員に対して有給休暇を取得させた事業者

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などをした小学校など（**保育所等を含む**）に通う子ども
2. 新型コロナウイルスに感染したなど、小学校などを休む必要がある子ども

補助内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額の10/10

【R4.1～2月：日額上限11,000円、R4.3月：日額上限9,000円】

問合せ：小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター TEL 0120-603-999（9：00～21：00）

■ **郡山商工会議所では無料の個別相談会を実施しています**■ **事業計画作成個別相談会**■ **雇用＆労務個別相談会**■ **グループ補助金・BCP策定個別相談会**

左記テーマ別の無料個別相談会を随時開催しております。お気軽にお問合せください。

■ **新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】**対象：最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して**5%以上減少**している方 等

○国民生活事業（限度額8,000万円）

返済：設備資金20年以内、運転資金15年以内（いずれも据置5年以内）

利率：6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）

○中小企業事業（限度額 直接貸付6億円）

返済：設備資金20年以内、運転資金15年以内（いずれも据置5年以内）

利率：3億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）

■ **【新型コロナ関連】マル経融資【日本政策金融公庫／郡山商工会議所】**

対象：当所の地区内に営業所があり経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者で、最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

限度額：通常マル経融資と別枠で1,000万円以内

返済：設備資金10年以内（据置4年以内）、運転資金7年以内（据置3年以内）

利率：融資後3年間特別利率F-0.9%（4年目以降は特別利率F）

■ **新型コロナウイルス感染症特別利子補給【中小企業基盤整備機構】**

概要：売上高が急減した事業者などに対して、融資後当初3年間の利子相当額を一括助成

対象：新型コロナウイルス感染症特別貸付・【新型コロナ関連】マル経融資 等

要件：①小規模事業者（個人）：要件なし

②小規模事業者（法人）：売上高が15%以上減少

③中小企業者：売上高が20%以上減少

問合せ：事務局 TEL. 0570-060515

■ **新型コロナウイルス対策特別資金（有利子型）【福島県】** 取扱期間：令和4年11月30日融資実行分まで

対象：直近1か月の売上が前年比20%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が20%以上減少することが見込まれる。（セーフティネット保証4号）

利率：年1.5%以内（固定） 限度額：8,000万円 融資期間：10年以内（うち据置1年以内）

その他：利用の際には市町村の認定書が必要

申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

■ **伴走支援型特別資金【福島県】**取扱期間：セーフティネット保証4号 令和4年11月30日融資実行分まで
セーフティネット保証5号 令和4年 8月31日融資実行分まで

対象：下記①②いずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を作成した中小企業者

①セーフティネット保証4号：新型コロナウイルス感染症に係るものに限る

②セーフティネット保証5号：指定業種に属する事業であり、売上高等減少率が

15%以上のものに限る（減少率が5～15%未満の場合は対象外）

利率：年1.5%以内（固定） 限度額：4,000万円 融資期間：10年以内（うち据置5年以内）

その他：利用の際には市町村の認定書が必要

申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

■ **融資返済計画変更等支援補助金【郡山市】**

対象期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

要件：借入返済等における条件変更を行った中小企業者で、認定支援機関により経営改善計画、**早期経営改善計画書**を策定し、福島県信用保証協会に信用保証料を支払った中小企業者

対象経費：福島県経営改善支援センターに事業利用申請を行い、経営改善計画策定にかかる費用のうち認定支援機関に支払った経費及び福島県信用保証協会に支払った信用保証料

補助額：補助対象経費全額

